

医薬発第828号  
平成13年 7月25日

各  
〔 都道府県知事  
政令市市長  
特別区区长 〕 殿

厚生労働省医薬局長



室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等  
について

厚生労働省では、関係省庁と連携して、シックハウス対策の総合的な推進に取り組んでいるところである。既に旧厚生省より、平成12年6月30日付生衛発第1093号生活衛生局長通知（以下「第1093号通知」という。）及び平成12年12月22日付生衛発第1852号生活衛生局長通知（以下「第1852号通知」という。）により、ホルムアルデヒド等8種類の室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的な測定方法等について、貴職あて通知したところである。

今般、「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」（座長：林 裕造 元国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長）において、新たに中間報告書が取りまとめられたことを受け、下記の通り、室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について定めたので、貴職におかれては、建築物衛生その他の生活環境対策の推進に活用するとともに、市町村、関係団体、住民等への周知を図るようお願いする。

なお、引き続き、その他の個々の室内空气中化学物質及び総揮発性有機化合物の室内濃度指針値の検討並びに空気質に関する情報開示及びモニタリング体制の検討等を行う予定であることを申し添える。



記

1. 個別の揮発性有機化合物(VOC)の指針値等について

(1) 指針値について

今般、室内空気汚染に係るガイドラインとして、新たにテトラデカン、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、ダイアジノンの室内濃度に関する指針値を定めたので、既に指針値を定めた物質とともに下表に示す。

ここに示した指針値は、現状において入手可能な科学的知見に基づき、人がその化学物質の示された濃度以下の暴露を一生受けたとしても、健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値である。これらは、今後集積される新たな知見や、それらに基づく国際的な評価作業の進捗に伴い、将来必要があれば変更され得るものである。

揮発性有機化合物	毒性指標	室内濃度指針値*
ホルムアルデヒド	ヒト吸入暴露における鼻咽頭粘膜への刺激	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08 ppm)
トルエン	ヒト吸入暴露における神経行動機能及び生殖発生への影響	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07 ppm)
キシレン	妊娠ラット吸入暴露における出生児の中枢神経系発達への影響	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20 ppm)
パラジクロロベンゼン	ビーグル犬経口暴露における肝臓及び腎臓等への影響	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04 ppm)
エチルベンゼン	マウス及びラット吸入暴露における肝臓及び腎臓への影響	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88 ppm)
ステレン	ラット吸入暴露における脳や肝臓への影響	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05 ppm)
クロルピリホス	母ラット経口暴露における新生児の神経発達への影響及び新生児脳への形態学的影響	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07 ppb) 但し、小児の場合は 0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.007 ppb)
フタル酸ジ-n-ブチル	母ラット経口暴露における新生児の生殖器官の構造異常等の影響	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02 ppm)
テトラデカン	C <sub>14</sub> 混合物のラット経口暴露における肝臓への影響	330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04 ppm)
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	ラット経口暴露における精巣への病理組織学的影響	120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (7.6 ppb) <sup>†</sup>
ダイアジノン	ラット吸入暴露における血漿及び赤血球コリンエステラーゼ活性への影響	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02 ppb)

\* 両単位の換算は、25℃の場合による

<sup>†</sup> フタル酸ジ-2-エチルヘキシルの蒸気圧については  $1.3 \times 10^{-4}$  Pa (25℃) ~  $8.6 \times 10^{-4}$  Pa (20℃) など多数の文献値があり、これらの換算濃度はそれぞれ 0.12 ~ 8.5ppb 相当である。

各物質のリスク評価の詳細は別添1に示すとおりである。

## (2) 採取方法及び測定方法について

測定方法についてはこれまで、第1093号通知及び第1852号通知で提示してきたところであるが、今般改めて測定マニュアルとして取りまとめたので別添2に示す。当マニュアルには、別添2-1として室内空气中化学物質の採取方法及び測定方法、別添2-2として室内空气中化学物質に関する機器目録、別添2-3としてクロルピリホスの測定方法、別添2-4としてフタル酸ジ-n-ブチルの測定方法がそれぞれ添付されている。

テトラデカンの採取・測定については別添2-1に基本的に従うものとする。フタル酸ジ-2-エチルヘキシル及びダイアジノンの採取・測定についてはそれぞれ別添2-3及び2-4に基本的に従うものとする。これらの測定質量数については別添3にまとめて示す。

なお、各測定法については、同等以上の信頼性が確保できる方法であれば、設定した標準的方法に代えて用いても差し支えない。

また、スクリーニングの目的で簡易な方法を用いる場合には、化学物質濃度の過小評価が行われぬよう配慮するとともに、指針値に適合しているか否かの最終的判定は、標準的方法と同等以上の信頼性が確保できる方法により行うよう留意すべきである。

## 2. 相談マニュアル作成の手引きについて (別添4)

室内空気汚染に関する関心が高まっていることもあり、近年明らかにこの問題に関する相談が増加の傾向にある。本手引きは、これまでに報告された相談事例や、学術論文等の科学的情報、また最新の調査研究報告等を基に、現時点における室内空気汚染問題に関する知見や情報、とりうる対策の指針を示したものである。居住環境の指針や対策書をまとめるための手引き書として、また参考資料集として活用されたい。

なお、当該問題解決に当たって重要と考えられる課題として、専門医療機関ネットワーク、改修技術等が考えられるが、これらについては現在、関係省庁、部局の協力の下、別途調査、研究、検討が進められているところであり、成果の得られた段階で同様に普及啓発が図られる予定であることを申し添える。